社会福祉法人　野の花学園
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

第１条　この規程は、社会福祉法人野の花学園（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬の総額）
第２条　理事に対して、各事業年度の総額が４０万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
２　監事に対して、各事業年度の総額が３０万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

（常勤役員の報酬）
第３条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（非常勤役員等の報酬）
第４条　非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬の算定方法）
第５条　非常勤役員等に対する報酬の額は、次の報酬の区分に応じて定めるものとする。
（１）報酬については、別表１に定める額とする。

（報酬等の支給方法）
第６条　報酬は、通貨をもって本人に支給する。
２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、その日に支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）
第７条　法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）
第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付　則
１　この規程は、平成２０年４月１日より適用する。
２　この規程は、平成２８年１１月２５日に改正し、平成２９年４月１日から施行する。
３　この規程は、平成３０年６月２８日に改正し、平成３０年７月１日から施行する。
（全面改正）
４　この規程は、令和２年６月２９日に改正し、同日から施行する。（顧問の報酬）

別表１（非常勤役員等の報酬）

（１）理事及び評議員等

内　容	日　額
理事会または評議員会への出席	１０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

（２）監事

内　容	日　額
理事会及び評議員会への出席	１０，０００円
監事監査等への出席	１０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円